

# 1 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による災害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

国際的な動きとして、2015年12月に、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、これにより世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0°C以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

国内においては、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。この法律により、地方公共団体は実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。また、2016年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。

塩釜地区消防事務組合(以下、「当組合」という)では、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項に基づき、平成18年4月に地球温暖化対策実行計画を策定し、途中、東日本大震災の発生や、本部庁舎の新築、更には平成26年4月に塩釜地区環境組合と統廃合を経て、平成28年度から第2次地球温暖化対策実行計画(以下、「前計画」という)を策定し、継続的に温室効果ガス排出量削減に取り組み、現在に至っております。

前計画期間が今年度を以って満了を迎えるにあたり、令和3年度は新多賀城消防署が新築されたことに併せて西部出張所が廃止となり、更には現在建築工事中である新火葬場についても、令和3年8月から共用開始予定をしている現状を踏まえ、今回、「塩釜地区消防事務組合地球温暖化対策実行計画事務事業編」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ります。



※政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。(環境省：ロゴマーク)

## 2 基本的事項

### (1) 計画策定の根拠

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものです。

地球温暖化対策推進法（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

### (2) 計画目的

地球温暖化対策計画に即して、当組合の事務及び事業に関して現状と課題を把握し、温室効果ガスの排出量の削減に取組み、地球温暖化対策に寄与することを目的とします。

### (3) 基準年度、計画期間、目標年度

基準年度を2014年（平成26年）度とし、計画期間を2021年（令和3年）度から2030年（令和12年）度までの10年間とします。目標年度は2030年（令和12年）度とします。

また、計画開始から5年後の2025年（令和7年）度に計画の見直しを行うこととし、その他、実行計画の実施状況や技術の進歩、地球温暖化対策における国内外の動向を鑑み、必要に応じて見直すこととします。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

(4) 対象範囲

対象施設一覧	
【消防施設】	【環境施設】
消防本部庁舎・塩釜消防署	塩釜地区環境センター
多賀城消防署	塩竈斎場（6月末）
松島消防署	りふ斎苑（7月以降）
七ヶ浜消防署	
利府消防署	

(5) 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている7種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素を対象とします。

### 3 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

(1) 令和元年度の温室効果ガス排出量

当組合が使用している各エネルギーの消費量から二酸化炭素排出量を算出したところ、2019年(令和元年)度における施設別・エネルギー別の二酸化炭素排出量(t)と割合(%)については以下の表のとおりでした。

令和元年度の温室効果ガスの排出状況

(単位：t-CO2)

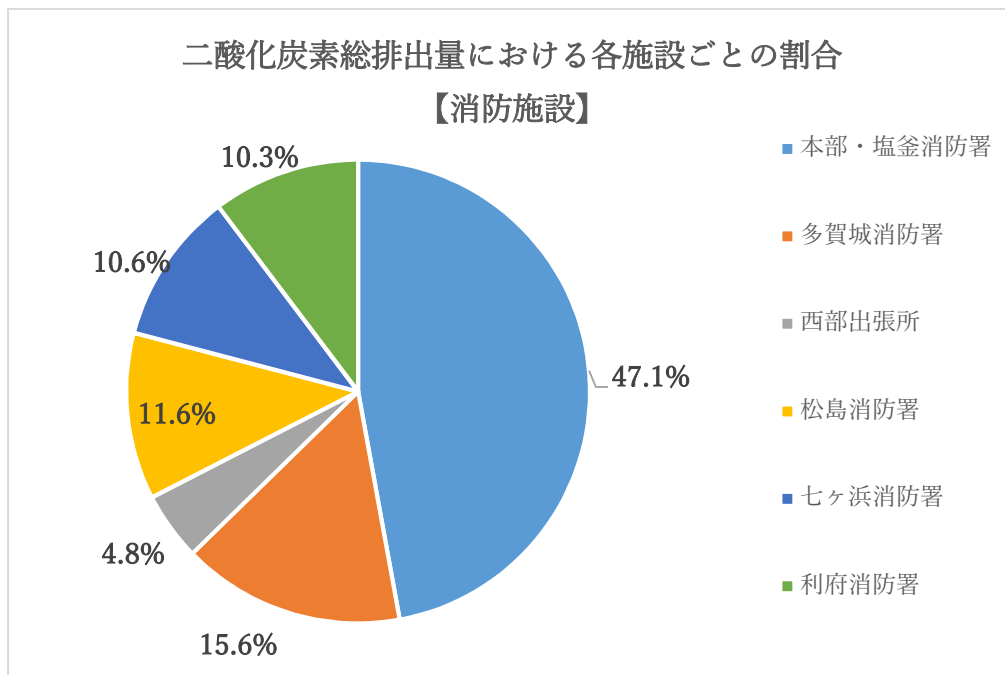
【消防施設】	灯油	LPG	都市ガス	電気	一般廃棄物	し尿	総排出量	割合
本部庁舎・塩釜消防署	1.9	3.4	14.3	118.0	0.7		138.3	47.1%
多賀城消防署	11.8	3.0		30.4	0.5		45.7	15.6%
西部出張所	3.9	0.4		9.5	0.2		14.0	4.8%
松島消防署	13.0	1.4		19.5	0.2		34.1	11.6%
七ヶ浜消防署	7.6	3.5		20.1	0		31.2	10.6%
利府消防署	7.1	1.6		21.3	0.2		30.2	10.3%
消防施設総排出量	45.3	13.3	14.3	218.8	1.8	0.0	293.5	100.0%
割合(%)	15.4	4.5	4.9	74.5	0.6	0.0	100.0	
【環境施設】								
環境センター	0	0.6		564.7		11.1	576.4	55.9%
塩竈斎場	338.6	3.0		114.0			455.6	44.1%
環境施設総排出量	338.6	3.6	0.0	678.7	0.0	11.1	1032.0	100.0%
割合(%)	32.8	0.3	0.0	65.8	0.0	1.1	100.0	

※ 排出量の数値にあつては、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までを表記しています。

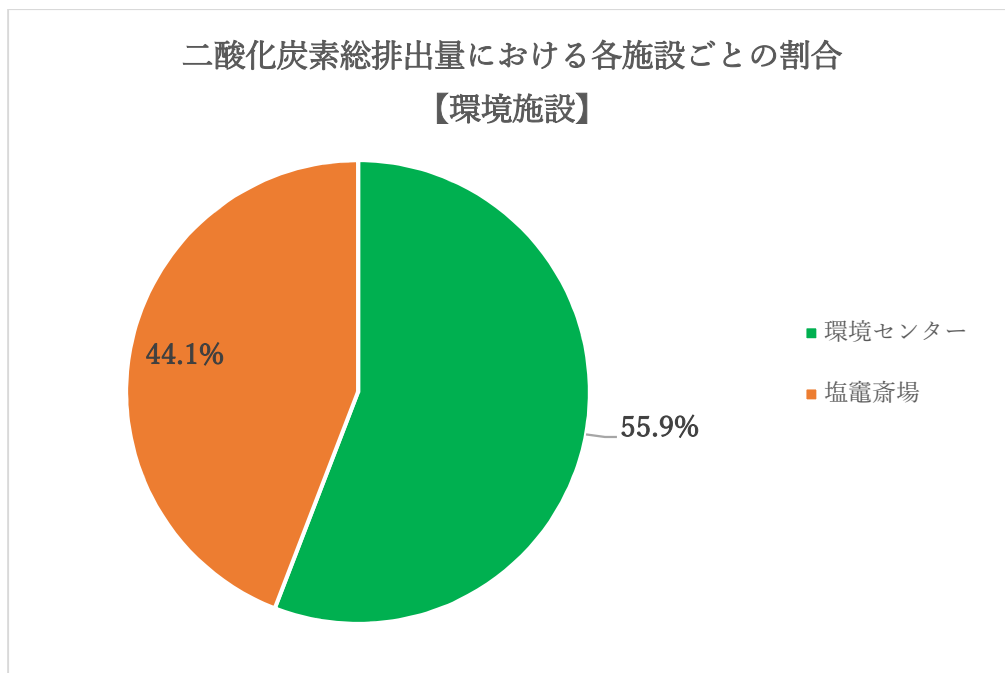
## (2) 施設別排出状況

消防施設において、職員数も多い本部庁舎・塩釜消防署が全体の約47.1%を占めており、次いで、多賀城消防署が15.6%、残りの署がそれぞれ10%前後、西部出張所が約5%の割合となっています。また、環境施設については、環境センターが塩竈斎場より約12%多く、55.9%となっております。

### 【消防施設】



### 【環境施設】

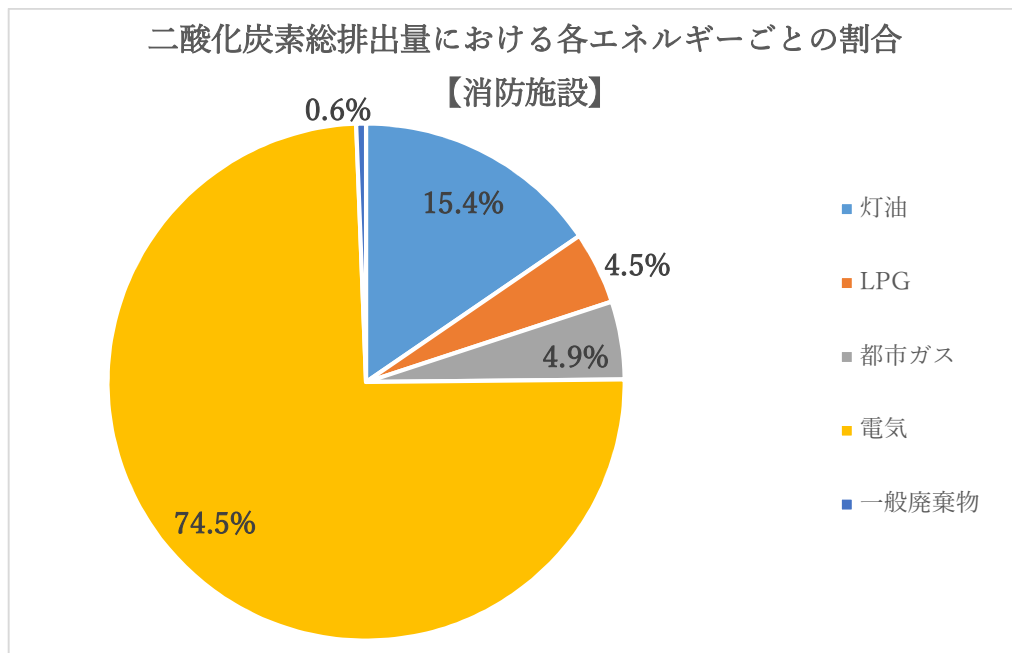


### (3) エネルギー別排出状況

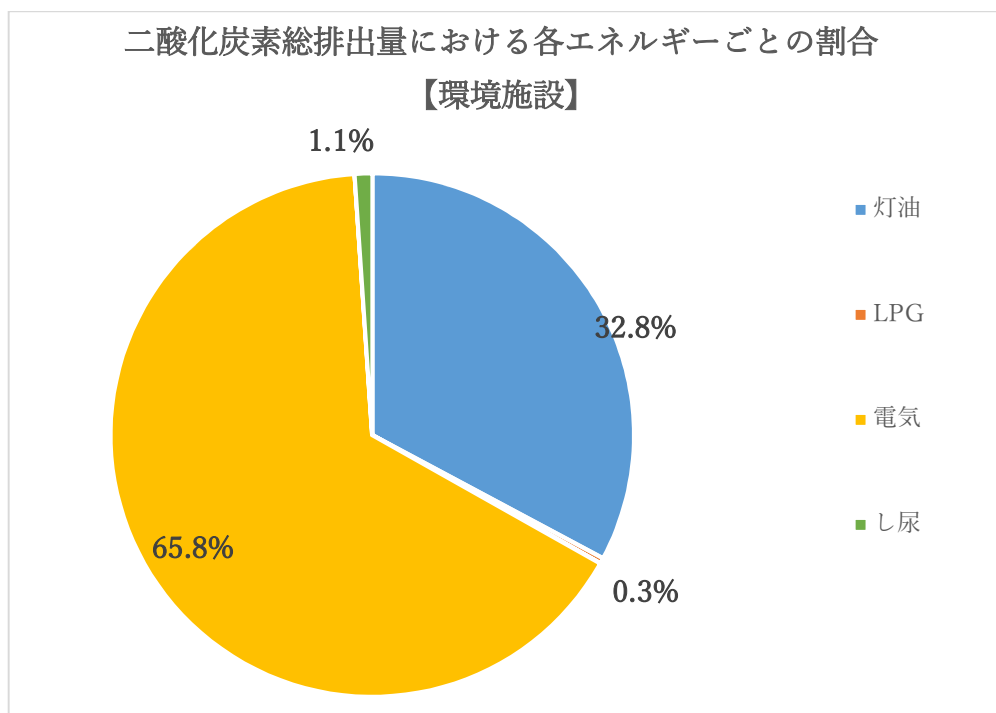
消防施設における二酸化炭素排出量のエネルギー別の割合について、電気が約74.5%、庁舎の暖房用燃料に使用される燃料（灯油）が15.4%、給湯、コンロ等に使用される燃料（LPG及び都市ガス）が9.4%となっています。

また、環境施設における二酸化炭素排出量のエネルギー別の割合についても、電気が65.8%、次いで灯油が32.8%となっており、この2つで98.6%を占めている状況となっています。

#### 【消防施設】



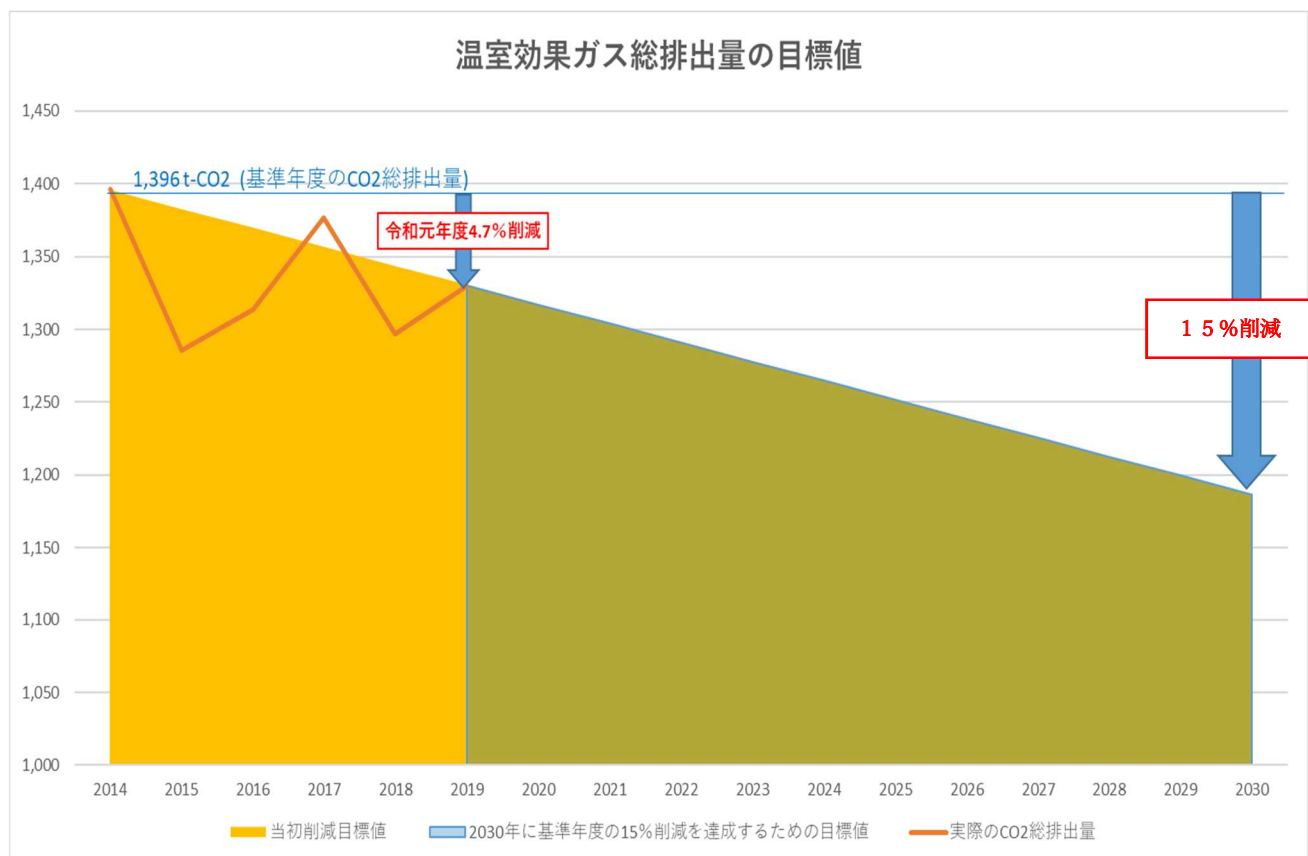
#### 【環境施設】



#### (4) 削減目標

日本の約束草案において、2030年（令和12年）までに2013年（平成25年）度比で26%の削減を我が国の目標に掲げていることから、当組合においては、2030年（令和12年）度までに2014年（平成26年度）比で15.0%削減することを目標とします。ただし、国内外や構成市町の動向に応じ、適宜修正します。

		基準年度																						
年度	2014												2019						2030					
	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12							
目標値	総排出量 (t-CO2)	1,396	1,383	1,370	1,357	1,344	1,331	1,317	1,304	1,291	1,278	1,265	1,252	1,239	1,226	1,213	1,200	1,187						
	消防施設	308	305	302	299	296	294	291	288	285	282	279	276	305	305	305	305	262						
	環境施設	1,088	1,078	1,068	1,057	1,047	1,037	1,027	1,017	1,006	996	986	976	966	955	945	935	925						
実績値	総排出量 (t-CO2)	1,396	1,286	1,314	1,377	1,297	1,330																	
	消防施設	308	298	299	304	286	297																	
	環境施設	1,088	988	1,014	1,073	1,011	1,032																	
2030年を達成するための削減目標値	総排出量 (t-CO2)						1,330	1,317	1,304	1,291	1,278	1,265	1,252	1,239	1,226	1,213	1,200	1,187						
	消防施設						297	294	291	287	284	281	278	275	271	268	265	262						
	環境施設						1,032	1,022	1,013	1,003	993	983	974	964	954	944	935	925						
基準年度に対する削減値	—	7.9%	5.9%	1.4%	7.1%	4.7%	5.7%	6.6%	7.5%	8.5%	9.4%	10.3%	11.3%	12.2%	13.1%	14.1%	15%							
前年度に対する削減値							1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%							



【温室効果ガス総排出量の目標】

基準年度（平成26年）A	目標年度（令和12年）B	削減率（A-B）/A
1,396 t-CO2	1,187 t-CO2	<u>15.0%</u>
（消防施設 308） （環境施設 1,088）	（消防施設 262） （環境施設 925）	

(5) 削減に取り組むにあたり配慮すべき事項

当組合において、ガソリン及び軽油はすべて、車両と資機材の燃料として使用され、消防法第1条の目的（以下「目的」という。）のためには欠くことのできないものです。火災や災害、救急事案の発生件数や活動時間等については当組合の意図しない範疇であること、目的のためには訓練や通常業務を削減することができないことから、ガソリン及び軽油に由来する温室効果ガスは排出量削減の対象からは除外するものとします。

ただし、目的のために影響のない範囲で、職員一人ひとりが排出量削減の意識を持つようにするものとします。

## 4 温室効果ガスの排出抑制に向けた具体的取組み

- 温室効果ガスの排出抑制に向けた具体的な取組は次のとおりとし、全職員が積極的に取り組むこととします。

(1) 物品等の調達・使用等に関する取組み

① 物品等の調達

配慮項目	取組み項目
環境物品等の調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。</li> <li>・ 環境ラベル（エコマーク、グリーンラベル等）製品の購入に努める。</li> <li>・ 車両の購入にあっては、環境性能の優れたものを選択するよう心掛ける。</li> </ul>

② 物品の使用

配慮項目	取組み項目
用紙類の使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議資料・印刷物は必要最小限の部数を作成する。</li> <li>・ 会議資料の簡素化(ワンペーパー化)を図る。</li> <li>・ 両面コピーを行う。</li> <li>・ 片面使用済み用紙やミスコピー用紙の裏面の有効利用(内部回覧資料のコピー用紙に使用等)を図る。</li> <li>・ 使用済みの封筒やファイルなどのリユースを実施する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料のデータ化、データによる共有や回覧などペーパーレス化を目指す。</li> <li>廃紙はごみ処理とすることなく、最終的にはリサイクル用紙として資源化する。</li> </ul>
公用車の効率的使用 (緊急車両除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要なアイドリングや急発進・急ブレーキ等を止め、エコドライブを推進する。</li> <li>近距離の移動は、徒歩や自転車の利用に努める。</li> <li>導入した公用車は耐用年数を考慮し、定期点検の推進及び修繕等を行ない、当初の性能をできるだけ維持しながら長く使用する。</li> <li>タイヤの空気圧など車両の適切な点検・整備を行う。</li> </ul>
事務用機器等の効率的使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務不要品の関係機関相互での管理換えや供用換えを行い、遊休物品の活用を図る。</li> <li>購入した物品は耐用年数を考慮し、修繕等を加えながら、大切に長期間使用する。</li> </ul>

### ③ 物品等の廃棄

配慮項目	取組み項目
物品等の廃棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>過剰包装や使い捨て容器の製品の調達を自粛する。</li> <li>資源回収ボックスの設置による分別・資源化を徹底する。</li> <li>コピー機やプリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。</li> <li>ごみ箱は必要最小限とし、ごみの減量化に努める。</li> </ul>

### (2) 庁舎等の建設、管理等に関する取組み

配慮項目	取組み項目
電気使用量の削減	<p>(ア) 照明機器に対する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎内等施設内の照明は、天候や時間に応じて消灯をする。</li> <li>昼間帯や休憩時間中は、必要箇所以外の照明は消灯をする。</li> <li>日勤務者は、計画的な事務処理に努め、夜間の残業時間の削減及びノー残業デーを設定する。</li> <li>交換時期の照明器具は、高効率照明 (LED 等) への更新を順次行う。</li> </ul> <p>(イ) 空調機器に対する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>室温を夏場は 28℃、冬場は 20℃を目安になるように空調機器の管理に努める。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調の不要な部屋の運転停止や運転時間の短縮を図る。</li> <li>・ 定期的に空調機器のフィルター清掃に努める。</li> </ul> <p>(ウ) OA 機器に対する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコンのディスプレイの光度を落とし、1 時間以上使用しない場合は電源を切る。</li> <li>・ 省電力機能が付いている場合は、その機能が使用できるように設定しておく。</li> <li>・ 日勤務者にあつては退庁時に身の回りの OA 機器の電源を切り、隔日勤務者にあつては、22 時から翌 6 時までの時間帯は必要な OA 機器以外の電源は切るものとする。</li> </ul>
節水の励行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的に節水に心がける。</li> <li>・ 水を溜めて使用するなど、流しながらの作業をしない。</li> <li>・ 水道設備を整備する際は、節水型商品の購入に努める。</li> </ul>
設備・機器の導入更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明、空調、熱源等その他の設備機器等については、更新時にエネルギー消費、効率の高いもの、節約運転等が可能なものなどの導入を推進していくものとする。</li> </ul>

## 5 計画の推進と点検・評価・見直し等

### (1) 推進・点検の体制

本計画を推進するにあたって、計画の推進や点検を行うため、次表のように地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

○地球温暖化対策実行計画推進委員会

区 分	職 名	職 務
委員長	消防長	委員会を統括し、計画を総合的に推進する。
副委員長	次長	委員長を補佐又は代理する。
委員	消防危機管理監、署課長	課（署）の取組みを掌握し職員を指揮監督する。
事務局	総務課	委員会の事務を処理する。

### (2) 職員に対する周知等

委員会の委員は、職員の地球温暖化対策の取組への理解と実行を促すため、本計画の趣旨その他必要な事項について、委員会を通じ周知します。また、取組項目の掲示等により職員の取組みの徹底を促します。

### (3) 温室効果ガスの算定、実施状況の点検・評価及び見直し

温室効果ガス排出量の算定については、環境省で策定した「かんたん算定シート」を使用します。事務局で各施設の毎月の対象活動使用量等から温室効果ガス排出量を算定し、委員

会等で報告いたします。

また、委員会において、計画の実施状況の点検・評価を行うとともに、地球温暖化対策の継続的な推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

#### (4) 実施状況の公表

本計画の取組み結果は、ホームページ等を通じて、地域住民等に広く公表します。